

財政援助団体監査等事前調査支援業務 仕様書

1 業務名

財政援助団体監査等事前調査支援業務

2 業務の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定により財政援助団体等に対して行う事務局監査（事務局職員が監査委員の命を受け、監査の対象機関等について行う監査をいう。以下同じ。）において、企業会計をはじめ、様々な監査の経験がある公認会計士の知識及び経験を活用することにより、監査の専門性をより一層高め、監査機能の充実・強化を図ることを目的とする。

3 履行場所

堺市内、受注者事務所及び本市の指定する場所

4 履行期間

令和6年7月1日から令和9年3月31日まで

5 業務の内容・方法等（令和6年度）

(1) 実施対象

ア 定期監査及び行政監査（2区役所・1局）

(ア) 前期（令和6年7月～令和6年10月）実施予定

- ・美原区役所
- ・上下水道局

(イ) 後期（令和6年10月～令和7年1月）実施予定

- ・南区役所

イ 公の施設の指定管理者監査（4か所）

(ア) 前期（令和6年7月～令和6年10月）実施予定

施設名称	指定管理者（所管部局）
堺市営住宅	株式会社東急コミュニティー （建築都市局 住宅部 住宅管理課）
堺市立自転車等駐車場	ミディ総合管理株式会社 （建設局 サイクルシティ推進部 自転車

	対策事務所)
--	--------

(イ) 後期（令和6年10月～令和7年1月）実施予定

施設名称	指定管理者（所管部局）
堺市立男女共同参画センター	コクリコさかい運営共同事業体 （市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課）
堺市立初芝体育館、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場	初芝スポーツチャレンジパートナーズ （文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課）

ウ 財政援助団体監査（1団体）

(ア) 後期（令和6年10月～令和7年1月）実施予定

- ・社会福祉法人堺市社会福祉協議会

(2) 実施時期及び業務内容

ア 前期（7月～10月）実施

実施時期	業務内容	
7月	1 事前打合せ	実施担当者は、調査日程、調査資料、調査手続等について堺市監査委員事務局と打合せを行う。
8月中旬 ～ 9月下旬	2 事前調査の実施	後記5の(4) 調査事項及び主な着眼点についての調査を行う。
各団体等の事前調査実施後翌日以降	3 調査事項の事実確認	事前調査で発見した内容について、各団体等に対して直接事実確認を行う。(※1)
10月上旬	4 業務報告書の説明及び提出 (※2)	堺市監査委員事務局に業務報告書の内容説明を行う。

※1 事実確認を行う内容については、あらかじめ堺市監査委員事務局及び各団体等と

情報共有しておくこと。

また、事前調査の結果、調査事項以外に発見した改善を要する事項や、調査対象団体等以外に制度所管部局等へも言及が必要な事項等がある場合は、あらかじめ堺市監査委員事務局へ連絡し、事実確認等の方法についてその指示を仰ぐこと。

※2 業務報告書の提出がやむを得ない事情により10月上旬を超えるときは、中間報告書を10月上旬までに提出するものとする。

イ 後期（10月～1月）実施

実施時期	業務内容	
10月上旬	1 事前打合せ	実施担当者は、調査日程、調査資料、調査手続等について堺市監査委員事務局と打合せを行う。
11月中旬 ～ 12月下旬	2 事前調査の実施	後記5の(4) 調査事項及び主な着眼点についての調査を行う。
各団体等の事前調査実施後翌日以降	3 調査事項の事実確認	事前調査で発見した内容について、各団体等に対して直接事実確認を行う。(※1)
1月上旬	4 業務報告書の説明及び提出(※2)	堺市監査委員事務局に業務報告書の内容説明を行う。

※1 事実確認を行う内容については、あらかじめ堺市監査委員事務局及び各団体等と情報共有しておくこと。

また、事前調査の結果、調査事項以外に発見した改善を要する事項や、調査対象団体等以外に制度所管部局等へも言及が必要な事項等がある場合は、あらかじめ堺市監査委員事務局へ連絡し、事実確認等の方法についてその指示を仰ぐこと。

※2 業務報告書の提出がやむを得ない事情により1月上旬を超えるときは、中間報告書を1月上旬までに提出するものとする。

(3)各業務における人工（人・日）について

前記(2)ア及びイの各業務内容並びに後記6(2)及び7(2)に係る人工は、次のとおりとする。

業務内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 事前 打合せ	前期2人・日 後期2人・日	前期2人・日 後期2人・日	前期2人・日 後期2人・日
2 事前調査 の実施	前期41人・日以上 後期43人・日以上 (※1)(※4)	前期・後期合わせて 84人・日以上(※1)	前期・後期合わせて 83人・日以上(※1)
3 調査事項 の事実確認	前期4人・日以上 後期4人・日以上 (※2)	前期・後期合わせて 8人・日以上 (※2)	前期・後期合わせて 9人・日以上 (※2)
2及び3の 合計	92人・日以上 (※3)	92人・日以上 (※3)	92人・日以上 (※3)
4 業務報告 書の説明及 び提出	前期2人・日 後期2人・日	前期2人・日 後期2人・日	前期2人・日 後期2人・日
1から4まで の総合計	100人・日	100人・日	100人・日

※1 「2 事前調査の実施」に係る人工は、受注者が本市の指定する場所に出務し、調査を実施しなければならない延べ人数で、原則として調査時間は、午前10時から午後5時までとする。

※2 「3 調査事項の事実確認」に係る人工は、実際の出務数にかかわらず、監査対象局・団体1件当たり「1人・日」とする。

※3 市の指示により監査対象局・団体の数に変更がある場合は、前記※2により「3 調査事項の事実確認」の人工も変更となり、「2 事前調査の実施」及び「3 調査事項の事実確認」の合計が「92人・日」以上になる範囲で調整を行う。

なお、「1 事前打合せ」及び「4 業務報告書の説明及び提出」に示す人工は、通常必要とされる人工を目安として示すものであり、各業務を適切に遂行できるのであれば、契約上の拘束力が生じるものではない。

※4 令和6年度の参考人工

	実施対象	人・日
前期	美原区役所	15人・日程度
	上下水道局（一部）	10人・日程度

	堺市営住宅	8人・日程度
	堺市立自転車等駐車場	8人・日程度
前 期 合 計		41人・日以上

	実 施 対 象	
後期	南区役所	15人・日程度
	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	12人・日程度
	堺市立男女共同参画センター	8人・日程度
	堺市立初芝体育館等	8人・日程度
後 期 合 計		43人・日以上

(4) 調査事項及び主な着眼点

堺市監査委員事務局が前記5の(1)に記載する実施対象に対して行う事務局監査のうち、次の表に掲げる調査事項について事前調査を行うものとする。

なお、以下に記載している調査事項及び主な着眼点は、令和5年度以前に実施した各監査時の調査事項等を基に記載したものであり、令和6年度の調査事項及び主な着眼点は、前期（令和6年7月～令和6年10月）実施対象分は令和6年7月下旬、後期（令和6年10月～令和7年1月）実施対象分は令和6年10月下旬にそれぞれ決定する。

ア 定期監査及び行政監査（美原区役所（他区役所も、調査事項、主な着眼点は同じ）

(ア) 区役所共通項目

企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課

<美原保健福祉総合センター>

生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、美原保健センター

調査事項	主な着眼点
公有財産（土地・建物）の管理について	管理事務は適正に行われているか。
委託料について	契約事務は適正に行われているか。
補助金について	審査事務は適正に行われているか。
現金等の管理について	現金の取扱事務は適正に行われているか。

(イ) 市民課

調査事項	主な着眼点
総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料）について	収入事務は適正に行われているか。

(ウ) 保険年金課

調査事項	主な着眼点
国民健康保険料について	収入事務は適正に行われているか。

(エ) 美原保健福祉総合センター 生活援護課

調査事項	主な着眼点
返納金（生活保護費返納金）について	収入事務は適正に行われているか。

(オ) 美原保健福祉総合センター 地域福祉課

調査事項	主な着眼点
介護保険料について	収入事務は適正に行われているか。

(カ) 美原保健福祉総合センター 子育て支援課

調査事項	主な着眼点
母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて	貸付けの事務は適正に行われているか。

(キ) 美原保健福祉総合センター 美原保健センター

調査事項	主な着眼点
環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について	収入事務は適正に行われているか。

※ 「前回監査等での指摘事項等に対して、必要な措置は取られているか。」を、各調査事項において確認する。

イ 定期監査及び行政監査（上下水道局）

上下水道局分については、下記の全ての調査事項を本業務の対象とするものではない。なお、対象となる調査事項については、令和6年7月下旬頃に決定する。

(ア) 局共通項目

経営企画室 経営マネジメント担当、事業マネジメント担当、危機管理・広報
広聴担当、広域・公民連携・DX推進担当

サービス推進部 事業サポート課、事業サービス課、給排水設備課
 技術力強化担当、工事検査担当

水道部 水道事業調整課、水道建設課、水道保全課、水運用管理課

下水道管路部 下水道事業調整課、下水道管理課、下水道保全課、下水道建設課

下水道施設部 下水道施設課、三宝水再生センター

調査事項	主な着眼点
委託料について	契約事務は適正に行われているか。
補助金について	審査事務は適正に行われているか。
固定資産について	管理は適正に行われているか。
行政財産の目的外使用について	事務は適正に行われているか。
現金の管理について	現金の取扱事務は適正に行われているか。

(イ) 事業サービス課

調査事項	主な着眼点
貯蔵品について	事務は適正に行われているか。
水道料金について	収入事務は適正に行われているか。
下水道使用料について	収入事務は適正に行われているか。
下水道事業受益者負担金について	収入事務は適正に行われているか。

※ 「前回監査等での指摘事項等に対して、必要な措置は取られているか。」を、各調査事項において確認する。

ウ 公の施設の指定管理者監査

調査事項	主な着眼点
------	-------

指定管理者指定の 手続について	1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、 条例等に基づき、適正・公正に行われているか。
協定書について	1 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 2 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
事業報告書等につ いて	1 事業報告書等は適正に作成されているか。また、その点 検は適切になされているか。 2 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又 は指示しているか。
管理運営について	1 施設は関係法令（条例、規則を含む。）の定めるところに より適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用促進のための努力はなされているか。 4 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は 適正になされているか。
利用料金について	1 指定管理者が利用料金を定める場合、その設定等は適正 になされているか。
経理について	1 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされている か。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。 2 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になさ れているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされ ているか。

※「前回監査等での指摘事項等に対して、必要な措置は取られているか。」を、各調査
事項において確認する。

エ 財政援助団体監査

調査事項	主な着眼点
交付要綱について	1 交付要綱は法令、規則等に適合しているか。 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。 また、公益上の必要性は十分か。 3 補助金に関する条件は明確か。 4 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は明確か。

交付手続について	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 2 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。 3 精算報告は適正になされているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。また、補助金が補助対象事業以外に充当されていないか。 4 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等により適切になされているか。
経理について	<ul style="list-style-type: none"> 1 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類等の整備、保存は適切か。 2 補助金にかかる収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。
補助金交付団体への指導等について	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
補助事業について	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。 2 補助金の交付目的や効果から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

※「前回監査等での指摘事項等に対して、必要な措置は取られているか。」を、各調査事項において確認する。

(5) 実施体制

前記5の(2)に記載する業務を遂行する上で、以下のとおり「業務責任者」、「チームリーダー」、「担当者」という3種類の実施担当者を設置するとともに、①事前打合せ、②事前調査の実施、③調査事項の事実確認、④業務報告書の説明及び提出の全ての出務日において、「業務責任者」又は「チームリーダー」が必ず出務するものとする。

また、重大なトラブル発生等への緊急対応で、本市が出務を求めた場合は、「業務責任者」又は「チームリーダー」が速やかに本市の指定する場所に出務するものとする。

実施担当者	主な役割	事務局職員との関わり
業務責任者	委託契約書第11条に規定する者。 業務全体を管理するとともに、事務局職	あり

	員との連絡の役割を担う。	
チームリーダー (複数の選任が可能)	主に②事前調査の実施、③調査事項の事実確認において作業を管理するとともに、事務局職員との連絡の役割を担う。	あり
担当者	業務責任者、チームリーダーの指示等により作業を行う。	なし

※実施担当者は、原則として公認会計士とする。

※業務責任者とチームリーダーの兼任は可能とする。

6 業務の内容・方法等（令和7年度）

(1) 実施対象

ア 定期監査及び行政監査（2局を予定）

対象局については令和7年4月に決定する。

イ 出資団体監査（2団体を予定）

対象団体については令和7年4月に決定する。

ウ 出資団体監査（出資団体が指定管理者となっている公の施設の指定管理者監査を含む。）（1団体を予定）

対象団体については令和7年4月に決定する。

エ 公の施設の指定管理者監査（3か所を予定）

対象施設については令和7年4月に決定する。

(2) 実施時期及び業務内容

前記5の(2)と同じ内容とする。

なお、各業務における人工（人・日）については、前記5の(3)のとおりである。

(3) 調査事項及び主な着眼点

前記5の(4)と同じ内容とする。

(4) 実施体制

前記5の(5)と同じ内容とする。

なお、出資団体監査の調査事項及び主な着眼点は以下のとおりであるが、これは令和5年度以前に実施した出資団体監査時の調査事項等を基に記載したものであり、令和7年度の調査事項及び主な着眼点は、令和7年度に決定する。

調査事項	主な着眼点
規程等について	1 定款及び経理規程等の諸規程は整備されているか。

経理について	1 決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか。 2 会計帳簿の整備、記帳は適切に行われているか。また、証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。 3 会計経理は適切に行われているか。
財産管理について	1 財産管理は適切に行われているか。 2 資金の運用は適切に行われているか。
事業運営について	1 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 2 出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか。 3 設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか。

※「前回監査等での指摘事項等に対して、必要な措置は取られているか。」を、各調査事項において確認する。

7 業務の内容・方法等（令和8年度）

(1) 実施対象

ア 定期監査及び行政監査（2局を予定）

対象局については令和8年4月に決定する。

イ 出資団体監査（1団体を予定）

対象団体については令和8年4月に決定する。

ウ 公の施設の指定管理者監査（6か所を予定）

対象施設については令和8年4月に決定する。

(2) 実施時期及び業務内容

前記5の(2)と同じ内容とする。

なお、各業務における人工（人・日）については、前記5の(3)のとおりとする。

(3) 調査事項及び主な着眼点

前記5の(4)と同じ内容とする。

(4) 実施体制

前記5の(5)と同じ内容とする。

8 成果物

業務報告書の電子データ 納品は電子メールによる。

9 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

10 その他

(1) 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の終了後も、同様とする。

(2) 実施担当者は、監査の実施対象と利害関係を有していないこと。

(3) 資料等の保全・返還等

受注者は、本業務に伴い入手した資料及び作成した資料については、次の事項を遵守しなければならない。

ア 本業務の用途以外に使用しないこと。

イ 第三者に提供しないこと。

ウ 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないように適正に行うこと。

エ 紛失等の事故が生じた場合は直ちに堺市に報告すること。

オ 個人情報を含んだ資料等の入手に際しては、適宜、黒塗り等の加工を行うなど、原則、外部に持ち出しをしないこと

カ 個人情報の保護に関する法律のほか、関係する法令等を遵守すること。

(4) 個人情報に関する報告

ア 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告（前期及び後期の業務報告書の説明後、速やかに報告すること。）及び緊急時報告の手順を定め、業務計画書等により本市に報告すること。

イ 本市が提供する個人情報を含む資料等について、受注者における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況を報告書により報告すること。また、個人情報の廃棄等をした場合には、報告書により報告すること。

(5) 損害の負担

本市は、受注者が業務実施に際して受けたいかなる損害に対しても、その責めを負わないものとする。ただし、その損害の発生が本市の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

(6) この仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者双方が協議して定めるものとする。